

都市と農山漁村の共生・対流を進めるための社会実験について

～都市と田舎が連携して取り組む新たな試みに参加する自治体等を募集します！～

農山漁村地域では高齢化、過疎化、産業の担い手不足が進んでいる一方で、都市部では、I、Uターン志向が増えてきています。特に2007年からリタイア・ピークが始まる団塊の世代で、田舎暮らしや「農」ある暮らしへの願望が最も高いと言われていいます。政府では、本年7月に、内閣官房副長官及び関係省の副大臣で構成されるプロジェクトチームにより、共生・対流の一層の推進のための提言が取りまとめられました。

この提言では、都市と農山漁村地域の共生・対流の推進にとって、都市部(まとまった休暇が取りづらい等)と農山漁村地域(ニーズに応じた価格体系やプランが少ない等)の双方で阻害要因が存在しており、今後、都市部と農山漁村地域が協力して阻害要因の解消に取り組み、日本全体を共生・対流に取り組みやすい社会環境へと変えていくことの重要性が指摘され、そのための具体的方策の1つとして社会実験の検討を行うとされています。

これを受け、上記の提言の具体化に向け、都市と農山漁村の共生・対流を進めるための社会実験の検討・実施に関係省と連携して取り組むべく、社会実験への参加の意向を有する自治体及びその自治体が関係機関等と協力して検討・実施する社会実験の企画案を募集します。

★募集対象

社会実験への参加の意向を有する自治体(地域)とその自治体が関係機関等と協力して検討・実施する社会実験の企画案です。



★応募書類の受付期間

平成18年1月13日(金)まで

★応募方法

農林水産省のホームページ

http://www.maff.go.jp/www/press/cont2/20051202press_2.html

をご覧ください。下記問い合わせ先までご連絡下さい。

社会実験のイメージ(例)

【社会実験テーマ例】有給休暇の取得促進と家族仕様(親子、三世代)の農山漁村滞在

受入自治体

受入体制がある程度用意できる自治体

連携

企業など

有給休暇取得促進やワーク&ライフ・バランスに取り組んでいる又は取組もうとしている企業、また、こうしたことに経営・管理者の意識が進んでいる企業

【社会実験テーマ例】シニア、団塊の世代の田舎暮らし長期研修

受入自治体

受入体制がある程度用意できる自治体

連携

企業など

団塊の世代等の中高年層向けのセカンドキャリア研修を実施している企業

このほかにも、企業の社会的貢献活動との連携などが考えられます。
他の例示は、農林水産省ホームページ http://www.maff.go.jp/www/press/cont2/20051202press_2.html からダウンロードできる別添資料をご覧ください。

【問い合わせ先】 農村振興局企画部農村政策課
都市農業・地域交流室 担当:小林、秋本
03-3502-8111(内線4595,4602) 夜間直通 03-3502-0030

遊休農地の再活用で活力ある地域づくり

＜「元気な地域づくり交付金」のうち「農業生産の基盤の整備」＞

近年、農業に従事する人の減少などにより、遊休農地が増加する傾向にあります。遊休農地を放置すると、病害虫や有害鳥獣による被害、自然災害の発生、景観の悪化等が懸念されます。

そのような遊休農地を、再び農業生産や市民農園の場として再活用するための一つのツールとして、「元気な地域づくり交付金」のメニューである「農業生産の基盤の整備」（遊休農地再生活動緊急支援関連メニュー）をご紹介します。

このメニューでは、ソフト・ハード施策、あるいは地域提案メニュー等を一体的に行うことにより、より地域の実情に即した取組を展開することが可能となっています。

詳細は、各地方農政局農村計画部農村振興課もしくは農林水産省農村振興局地域計画官までご連絡下さい。

なお、元気な地域づくり交付金の要綱等をホームページ（<http://www.maff.go.jp/nouson/sub/koufukin.html>）に掲載しております。ご参考下さい。

遊休農地再生活動のイメージ ～多様な主体による多様な遊休農地活用～

農業生産に活用

遊休農地の再生活動を始めるための準備



- ・実態調査
- ・活用方法の検討
- ・作物選定、販路確保の調査など



体験交流に活用

地域の農業者組織が規模拡大などを機に遊休農地を解消



解消作業に必要な作業機の借上げ支援

農業に関心のある都市住民の人たちの協力を得て遊休農地を解消

援農ボランティアの募集、活動の支援



遊休農地を活用して農業をしたい人たちのために、市町村や公社などが簡単な整備を実施



障害物除去、整地、客土、土壌改良、農道整備等

農業者、企業、NPOなど多様な主体が借り受けるなどして活用

遊休農地を活用して市民農園を整備

市民農園区画、農機具収納施設、休憩施設等の整備



市町村、農協、農業者、NPOなど多様な主体が市民農園を開設

地域の独創的な取組

（※地域提案メニュー）



例えば放牧のための電気牧柵など



例えば援農ボランティアなどの休憩施設・トイレなど

再活用農地の継続的な利用を支援するための施設

（※遊休農地再生活動緊急支援以外のメニュー）



例えば直売・加工施設など



例えば滞在型市民農園の簡易宿泊施設など

ソフト

ハード

地域提案、他のメニュー



農業生産



市民農園・体験農園



放牧



景観作物の作付け

< 「元気な地域づくり交付金」のうち「農業生産の基盤の整備」 >

メニュー	実施主体
<p>遊休農地再生活動実践スタート支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遊休農地の土地条件、荒廃状況等の実態調査・分布図作成 ・ 先進事例及び市場などの調査 ・ 作物選定のための試験展示ほの設置 ・ 市民農園としてのニーズ調査など ・ 検討会の開催 <p>〔 本支援は、改正基盤強化法における市町村基本構想（遊休農地の利用増進に関する事項）の作成に係る活動費としても活用可能 〕</p>	<p>市町村、農協、公社 〔 交付率 1 / 2 以内 〕</p>
<p>援農ボランティア活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 援農ボランティアの募集、説明会、研修会などの開催 ・ 解消活動に必要な農具などの購入、交通費の支払い 	
<p>自主的再生活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 解消作業に必要な作業機の借上げ及び器具類の購入 	

メニュー	実施主体
<p>農業生産活動を目的とした土地条件整備</p> <p>多様な主体が遊休農地を活用して農業生産活動を行う際に必要となる土地条件整備（障害物除去、整地、客土、土壌改良、農道整備等及び一体的に整備する有害獣進入防止柵）</p> <p>〔 農業生産法人以外の法人が農業生産活動を行う場合には、市町村又は公社（農地保有合理化法人）が実施主体となって土条件整備を実施し、それを当該法人に貸付ける方式による 〕</p>	<p>市町村、農協、公社、土地改良区、農業者等の組織する団体。</p> <p>〔 交付率 1 / 2 以内。 ただし沖縄にあっては 2 / 3 以内。 〕</p>
<p>市民農園整備を目的とした土地条件整備</p> <p>多様な主体が遊休農地を活用して市民農園を開設する際に必要となる市民農園整備（市民農園区画、農機具収納施設、休憩施設等及び一体的に整備する有害獣進入防止柵）</p> <p>〔 地方公共団体及び農協以外で農地を所有していない者が市民農園を開設する場合には、市町村又は公社（農地保有合理化法人）が実施主体となって市民農園の整備を実施し、それを当該者に貸し付ける方式による 〕</p>	

これらのほか地域の実情に応じて

- 上記メニュー以外の取組や実施主体についても遊休農地の解消・再活用に必要なものであれば、**地域提案メニュー**として実施が可能
- また、都市農村交流施設の整備など**元気な地域づくり交付金の他のメニュー**と併せて実施することも可能

市民農園をはじめよう

● 市民農園とは

「市民農園」といわれているのは、サラリーマンなど都市の住民がレクレーション目的などで、小面積の農地を利用して自家用の野菜や花を栽培するための農園のことです。

市民農園は、農業に触れ、親しむ場を多くの人々に提供するもので、都市住民からのニーズが高まっています。さらに近年では、グリーン・ツーリズムの中心的な施設として地域活性化の役割も担っています。

最近では、高齢者や心身に障害をもった人々のための福祉農園、子供たちの農業体験を進める学童農園などに、大きな期待が寄せられています。



● 市民農園のタイプ

市民農園にはいろいろなタイプがあります。市町村や農業協同組合が開設するタイプのほか、最近では農業者が個人で農業経営の一環として開設する市民（体験）農園も各地で生まれています。

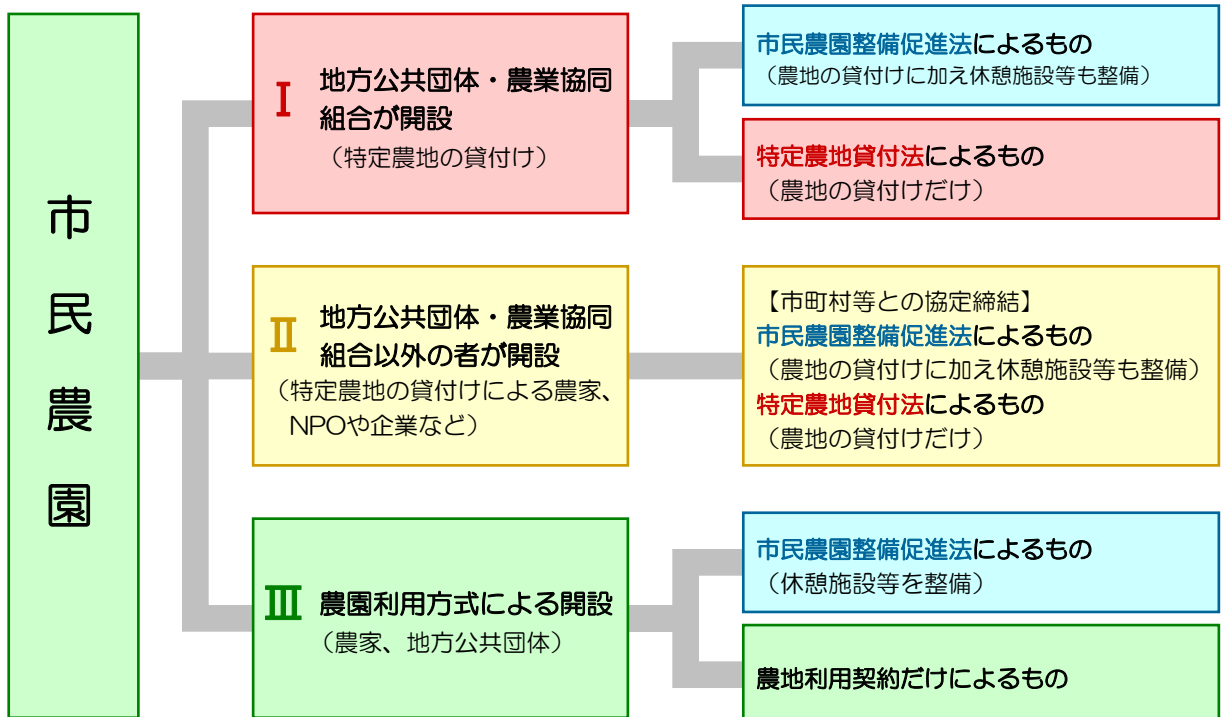
平成17年9月に改正特定農地貸付法が施行され、農業者はもちろんのこと、企業やNPO法人なども市民農園を開設することができるようになりました（詳細を前号に掲載）。

市民農園は大別すると下図のようなタイプに分かれます。

市民農園整備促進法によって市民農園が開設できる場所は、

- ①市町村が指定した「市民農園区域」または
- ②都市計画法の「市街化区域」に限られます。

特定農地貸付法の場合は、特に指定されていません。



● 市民農園の事例

長野県松本市（四賀地区）

（松本市の北部、東京から約180km）

北アルプスの美しい自然景観を活かして、滞在型市民農園を整備

北アルプスの美しい自然景観を活かして、平成5年に滞在型市民農園「坊主山クラインガルテン」を開設。

1. 遊休化した桑園を活用し、クラインガルテン（ログハウス風ラウベ付き市民農園）53区画（1区画：300㎡、うち農園面積110～120㎡）を整備。クラインガルテン利用者は、①1ヶ月に6日以上の利用、②草刈り等共同作業への参加等が条件。
2. 併せて、集会用施設や一般来訪者向け滞在施設を整備。
3. 北アルプスの美しい自然景観を活かした夕涼み会や収穫祭等地域資源を活用した都市住民、地域住民の参加と連携によるイベントの開催。



大阪府堺市

（大阪市に隣接した人口80万の都市）

都市地域の中で、高齢者や身体障害者にも配慮した市民農園施設を整備

土・緑に親しみたいという市民の要請の高まりを受けて、住宅地に近接した丘陵地域の特性を活かした森と市民農園から成る「フォレストガーデン市民菜園」を平成6年に開設。

1. 市民農園184区画（園芸福社区画8区画を含む）を整備。
2. 併せて、市民農園管理施設、休憩施設、駐車場等を整備。
3. 高齢者や身体障害者にも配慮した利用しやすい園路等の市民農園施設を整備。

● 法律に基づく市民農園の開設状況（市民農園整備促進法及び特定農地貸付法）

（単位：ヶ所、％）

方式 開設者	特定農地 貸付法	市民農園 整備促進法	市民農園整備促進法		農園数計	面積 (ha)
			イ	ロ		
地方公共団体	2,081	177	177	0	2,258 (78)	734
農業協同組合	450	31	31	—	481 (17)	113
農業者	—	149	—	149	149 (5)	106
構造改革特区	13	3	3	0	16 (1)	5
計	2,544 (88)	360 (12)	211 (7)	149 (5)	2,904 (100)	958

資料：農村振興局農村政策課調べ（平成16年3月末現在）

注1：「市民農園整備促進法」の欄中

「イ」は、市民農園整備促進法第2条第2項第1項第1号イ（特定農地貸付方式）によるもの、

「ロ」は、市民農園整備促進法第2条第2項第1項第1号ロ（農園利用方式）によるものである。

注2：表中の「—」は、法制度上認められていない区分のものである。

P20でご紹介しました「元気な地域づくり交付金」のうち「農業生産の基盤の整備」等を利用することにより、市民農園を整備することが可能となっておりますのでご参考下さい。

市民農園に関する情報をホームページ「市民農園をはじめよう」(http://www.maff.go.jp/nouson/chiiki/simin_noen/top.htm)に掲載しております。ぜひご覧下さい。

事務局からのお知らせ

- 皆様からの情報提供をお待ちしております！

「交流情報誌 季刊 新往来」は皆様からお寄せいただいた情報で構成されています。地域の自慢やイベントの案内など、全国に向けて発信したい情報がありましたら、ぜひご連絡下さい。

次号（第20号）は平成18年3月中旬の発行を予定しておりますので、記入様式に必要な事項をご記入の上、1月下旬までに各都道府県又は下記の編集・発行元までお送り下さい。記事に関連する写真・イラストがありましたら併せてお寄せ下さい。記入様式をご要望の場合は、お手数ですが下記の編集・発行元までご連絡下さい。

皆様からお寄せいただいた情報についてはできる限り掲載するよう努めておりますが、誌面スペースの関係上掲載できない場合もありますので、あらかじめご了承下さい。

- 編集後記

ぶどう狩りに行きました。ぶどうはもちろん美味しかったのですが、ぶどう畑が織りなす丘陵の景色という思わぬ収穫もあり、実りの秋を満喫した一日でした。

この度、農村振興局における美しい農村景観づくりへの取組を紹介したホームページ「美の里づくり総合サイト（美しい農村景観づくり）（<http://www.maff.go.jp/nouson/seisaku/21j/index.html>）」を設けました。ぜひご覧下さい。



編集・発行

農林水産省 農村振興局 企画部 農村政策課 農村整備計画班
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL:03-3502-8111(内線4619)
FAX:03-3595-6340



- 農林水産省のホームページでは、季刊「新往来」や都市と農山漁村の共生・交流など、様々な情報を掲載しております。ぜひご覧下さい。

農林水産省 (<http://www.maff.go.jp>) → 農村→都市農村交流の総合案内（季刊 新往来）
(<http://www.maff.go.jp/nouson/seisaku/sinourai/index.htm>)